

改正概要説明書	
国名：ドイツ	法令名：実用新案法
改正情報：2021年8月10日(BGB1 No. 3490)改正	
改正概要：	
<p>1. ドイツ特許法第139条の改正(2021年8月30日改正)に伴う改正。すなわち、差止めが実用新案権者と侵害者の利益及び信義上に不均衡な結果を生じる場合は、差止め請求権が認められない。(第24条, 第25条)</p> <p>2. ドイツ特許法第145a条の改正(2021年8月30日改正)に伴う改正。すなわち、裁判に持ち込まれる全ての情報は、それが企業秘密の場合は機密扱いとなる。(第26a条)</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8条 閲覧の制限に関して明確化された。 ・ 第24条, 第25条 差止め請求権の制限に関して明確化された ・ 第26a条 訴訟及び強制ライセンス手続における営業秘密保護に関して明確化された。 ・ 第29条 連邦司法・消費者保護省大臣の権限に関して明確化された。 	